

東京、横浜、大阪など各地の自治体で公立大学の「改組」、「改革」が進められています。しかしその内容は、横暴とも言える行政の介入や、公的教育の役割の放棄につながるものなど、極めて問題の多い状況になっています。これら各地の公立大学「改革」の状況や自治体の関与のあり方について検討するシンポジウム“公立大学「改革」と自治体の関与”が、6月26日(土)に横浜市立大学において、大学問題各界懇談会(本会もメンバー)と横浜市立大学教員組合の共催により開催されました。その報告をもとに、今号では横浜市立大学の「改革」を中心に紹介します。

また、資料として各国立大学法人役員の学内・学外者数、運営費交付金額を掲載します。

(目次)

1. 横浜市立大学「改革」の内容
2. 「改革」の経過
3. 「改革」過程の特徴
4. 公立大学法人横浜市立大学定款(案)の問題点

資料：公立大学法人横浜市立大学定款

資料：声明「公立大学のあり方を問う」日本科学者会議

資料：国立大学法人化と学外者の参画～資料解説～

1. 横浜市立大学「改革」の内容

1-0. 現在の横浜市立大学の構成

・学部：商学部(経済学科、経営学科)

国際文化学部(国際関係学科、日本アジア文化学科、欧米文化学科、人間科学科)

理学部(要素科学科、機能科学科、環境理学科、数理科学科)

医学部(医学科)

・大学院(経済学研究科、経営学研究科、医学研究科、国際文化研究科、総合理科学研究科)

・研究所(経済研究所、木原生物学研究所)

・医学部附属2病院

・看護短期大学部

・教職員数(教授136人、助教授138人、講師89人、助手255人、職員1966人(うち病院816人))

・学生数(学部)748人

1-1. 「改革」内容(2005年4月実施予定)

・横浜市が有する意義のある大学として「地域への貢献を重視する大学」、教育に重点を置き「プラクティカルなリベラルアーツ教育(実践的な教養教育)を行う国際教養大学」とする。

・地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人とする。教育研究と経営を分離する。

・商学部、国際文化学部、理学部の3学部を「国際総合科学部」(入学定員650人)に統合再編する。国際総合科学部は「国際総合科学科」の1学科とし、その中に3学系7コース(国際教養学系に人間科学コースと国際文化創造コース、経営科学系に政策経営コースと国際経営コース、理学系に基盤科学コースと環境生命コース、融合領域にヨコハマ起業戦略コース)

・看護短期大学部を医学部看護学科に再編する。

・大学院：国際総合科学研究科(国際文化研究専攻、経営科学研究専攻、理学研究専攻、ナノ科学研究専攻、バイオ科学研究専攻、生体超分子科学専攻)

・教員人事は学長の諮問機関である人事委員会で審議する。

・教育・研究評価制度、年俸制、教員任期制(助手：任期3年再任原則1回、準教授：任期5年(博士所持等)～3年再任原則2回、教授：任期5年(博士所持等)～3年再任制限無し、テニユア教授：任期無し65歳まで)を導入する。

2. 「改革」の経過

2001年4月～ ・大学事務局による「教授会-評議会」権限の「奪権闘争」

- ・財政削減、リストラの推進、大学自治という障害の排除。

2002年4月 中田新市長誕生：横浜市事業の見直し。「横浜市大は漫然とこれまでの運営を続けることは許されない。」

2002年夏～秋 将来構想委員会 a 大学改革戦略会議：事務局主導への前段

2002年9月「市立大学の今後のあり方懇談会」(市長の諮問機関)発足

2003年2月 改革攻勢・改革像をめぐる学内外の対抗

1月16日 懇談会橋爪座長試案

1月17日 新聞報道「横浜市大の累積赤字1141億円」

2月8日 「市大を考える市民の会」発足

懇談会答申に沿った改革像の具体化：

- ・市側に「大学改革推進本部」(副市長が本部長)
- ・「市立大学改革推進・プラン策定委員会」(略称：プロジェクトR)：事務局、教員同数により教員の抵抗排除、教授会意思の無視、実権は7名の幹事に集中

10月16日 プロジェクトR「横浜市立大学の新たな大学像について」

- ・ 全員任期制、教員人事権の教授会からの剥奪、企業型組織、独法化
- ・ 教育内容は「プラクティカルなりベラルアーツ」

10月29日 評議会8時間、決定せず、学長が「これでいきます」と発言

12月17日 行政管理・主導による大学改変の実行過程に入る。

- ・「横浜市立大学改革推進本部コース案等検討プロジェクト部会」：コース、教育課程の立案、理事長予定者の発表

2004年2月 横浜市議会に「公立大学法人横浜市立大学定款(案)」提出：「大学像」に沿った組織構造

3月24日 市議会通過

25日 「国際総合科学部(仮称)コース・カリキュラム案等報告書」

5月 横浜市の大学改革推進本部事務局による法人化移行・学部改組準備

5月31日 教育・研究評価プロジェクト(中間案)「新たな教員人事制度の構築に向けた取り組み」発表

6月21日～24日 文部科学省申請および中間案に関する教員説明会開催

3. 「改革」過程の特徴

- ・中田市政の自治体「構造改革」、財政再建、民営化の一環。
- ・横浜市大は「巨額累積赤字」というフィクションの流布。
- ・大学自治や教員に対抗する手段としての市民貢献・地域貢献論。浅薄で近視眼的内容。
- ・事務局による「奪権闘争」(評議会、教授会の無力化)。
- ・理念無き「改変」の連続による弥縫策。

4. 公立大学法人横浜市立大学定款(案、後掲資料参照)の問題点(2004年2月12日横浜市立大学教員組合の見解より抜粋)

定款の根本的な問題は、第一に学長と別に理事長をおいていることです。法人化の目的は、自律的な大学運営を行うことによる教育研究の質の向上です。大学の最高責任者には、教育・研究に携わった経験を持ち、大学における教育研究活動を適切・効果的に運営できる人物が、学長として就任すべきです。

第二は、教育研究の自律性が保障されるシステムとなっていないことです。国立大学では理事長をおかずに学長が教学と経営の最高責任者となりますが、その国立大学法人においてさえ、大学の意思決定に教員の意見を反映し、教育研究の自律性を担保するための様々なシステムが組み込まれています。理事長を別に置く場合は、そのような仕組みが国立大学以上に必要となりますが、定款では国立大学よりも自律性の保障が弱くなっています。

第三に、本来教育研究審議会で審議すべき事項を経営審議会の審議事項としていることです。上記第二点との関わりで特に重要な点です。

国立大学法人法では教育研究評議会が審議すると規定している教育研究に関する事項が、定款では経営審議会に移されています。日々授業を通じて学生に接し、論文指導を行い、進路相談にのり、実験・調査や学会発表、論文作成をしているのは教員です。教育研究に関する事項は、それを担っている教員側の意見に基づいて決定されなければなりません。

以上のように、この定款は大きな問題をはらんでいます。法人化にあたっては、地方独立行政法人法の附帯決

議(「公立大学法人の設立に関しては、地方公共団体による定款の作成、総務大臣及び文部科学大臣等の認可等に際し、憲法が保障する学問の自由と大学の自治を侵すことがないよう、大学の自主性・自律性を最大限発揮しうするための必要な措置を講ずること。」)の精神にそくした制度設計がなされなければなりません。

問題点1：学長と別に理事長をおいていること。

問題点2：理事長の権限が強大過ぎること。

問題点3：理事長・理事に教育研究に関する識見を有しない者を選出しうかのような規定となっていること。

問題点4：教員人事の権限が教育研究審議会にないこと。

問題点5：教育研究審議会のメンバーに学部長が入っていないこと。

問題点6：教育研究審議会のメンバーに学外者が含まれていること。さらに学長選考会議のメンバーにもなるとされていること。

問題点7：教育研究に係る学則その他の規則の制定・改廃などが教育研究審議会の審議事項とされていないこと。

問題点8：教育研究組織の設置・廃止や教育課程など、教育研究に関する事項にもかかわらず経営審議会の審議事項にしていること。

問題点9：経営審議会の学外者メンバーの任命にあたって、教育研究審議会の意見を反映するシステムを欠いていること。

資料：市第111号議案「公立大学法人横浜市立大学の定款の制定」

横浜市立大学の設置及び管理を行う公立大学法人横浜市立大学を設立するため、その定款を次のように定める。

平成16年2月18日提出

横浜市長 中 田 宏

公立大学法人横浜市立大学定款

目次

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 役員(第8条 - 第13条)

第3章 審議機関

第1節 経営審議会(第14条 - 第17条)

第2節 教育研究審議会(第18条 - 第21条)

第4章 業務の範囲及びその執行(第22条・第23条)

第5章 資本金等(第24条・第25条)

第6章 委任(第26条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公立大学法人は、自主的かつ自律的な経営のもとに、国際都市・横浜にふさわしい国際性、創造性及び倫理観を有する人材を育成し、卓越した知的資源の開発に努め、もって横浜市民及び地域社会はもとより、世界に貢献することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

(名称)

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人横浜市立大学(以下「法人」という。)とする。

(大学の設置)

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、横浜市立大学(第17条第1項第5号及び第18条第2項第5号を除き、以下「大学」という。)を設置する。

(設立団体)

第4条 法人の設立団体は、横浜市とする。

(事務所の所在地)

第5条 法人の事務所は、横浜市に置く。

(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、横浜市報に登載して行う。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人、理事10人以内及び監事2人を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第14条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)の議を経るものとする。

3 理事長は、第21条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第18条第1項に規定する教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)の議を経るものとする。

4 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事長が指名する副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

7 理事長が指名する理事は、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

8 監事は、法人の業務を監査する。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は横浜市長(以下「市長」という。)に意見を提出することができる。

(理事長及び副理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長は、理事長が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長(以下「学長」という。)は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議(以下「選考会議」という。)を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、前条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、経営審議会を構成する者(理事長及び教育研究審議会を構成する者を除く。)の中から当該経営審議会において選出される者3人及び教育研究審議会を構成する者の中から当該教育研究審議会において選出される者3人をもって構成する。この場合において、経営審議会において選出される者のうち1人は次条第2項に規定する者とし、教育研究審議会において選出される者のうち1人は第18条第2項第5号に規定する者とする。

6 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 議長は、選考会議を主宰する。

8 前3項に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の職員でない者で、経営に関し広くかつ高い識見を有するものが含まれるようにしなければならない。

3 監事は、市長が任命する。

(任期)

第13条 理事長の任期は、4年とする。

2 副理事長及び理事の任期は、4年とする。ただし、学長となる副理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

3 監事の任期は、2年とする。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第 14 条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第 15 条 経営審議会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、経営審議会の構成員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第 16 条 経営審議会の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

2 経営審議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 17 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び決算に関する事項

(5) 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項で法人の経営に関するもの

(7) 組織及び運営の状況に関する自己点検及び評価に関する事項

(8) その他法人の経営に関する重要事項

2 経営審議会は、教育研究審議会に対し、意見を述べることができる。

第 2 節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第 18 条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長

(4) 大学の附属病院の長

(5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの

(招集)

第 19 条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、教育研究審議会の構成員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第 20 条 教育研究審議会の議長は、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

2 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

3 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 21 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの

(3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項

(4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項

(5) 教育課程の編成に関する事項

(6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項

(7) その他教育研究に関する重要事項

2 教育研究審議会は、経営審議会に対し、意見を述べることができる。

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを経営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金の額は、横浜市が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として横浜市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第25条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを横浜市に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第26条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第3項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長の任命は、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長が行う。

3 前項の規定により任命された学長は、第10条第2項の規定にかかわらず、副理事長となるものとする。

4 第13条第2項ただし書の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長となる副理事長の任期は、1年とする。

別表(第24条関係)(略)

提 案 理 由

横浜市立大学の設置及び管理を行う公立大学法人横浜市立大学を設立するため、その定款を定めたいので、地方独立行政法人法附則第2条第1項の規定により提案する。

資料：公立大学のあり方を問う(声明)

地方自治体の財政難を口実に、地方独立行政法人法の成立などを背景として、東京都、横浜市、大阪府など各地の公立大学で「改組」、「改革」、「法人化」が進められている。しかし、学問・研究・教育の発展を願う立場から、日本国憲法と教育基本法に照らして、そのあり方と経過は、下記のような重大な問題を含んでいる。東京都や横浜市が現在進めているような拙速かつ違法な「改革」を文科省設置審が認めるようなことがあれば、その見識が問われると言わざるを得ない。

これらの大学「改革」の過程において共通に見られるのは、行政による大学への著しい介入である。特に、東京都と横浜市においては、行政が設置者権限を盾に現大学の意思を無視し、学部や学科の廃止を主導している。東京都は、大学側の間で協議がほぼまとまっていた改革案「4大学統合案」を突然破棄し、「4大学廃止・新大学新設(その後の「首都大学東京」)」案を一方向的に押付けてきた。横浜市においては横浜市長の諮問機関である「市

立大学の今後のあり方懇談会」の答申を利用し、「廃止」か「改革」かの圧力のもとで、学長、行政が一体となった「改革」が進められてきた。このように大学構成員の意思を踏みにじり、恫喝とも云える行政の介入が進められてきた。このことは、憲法23条の学問の自由の保障、教育基本法第10条の教育行政のあり方に著しく反し、これまで長年にわたって築いてきた大学の教育・研究の実績、学問体系の破壊に繋がりがかねないものである。

横浜市大に関する定款は、経営権を持つ理事長に強い権限を与えており、すでに「改革案」で基礎学科の廃止などが明らかにされたように学問・研究の自由を侵し、教育の基盤を喪失させる危険性を一層孕んだ構造となっている。また、同定款には、教育研究審議会に教員人事権に関する明確な規定がなく、行政の恣意的な介入の余地すら残している。

公立の大学が地域住民に貢献することは大いに推奨されるべきことであるが、学問の特性から、大学の地域貢献は学問・研究の普遍的な成果を基礎にしてなされるべきである。東京都の「首都大学東京」での人文学部の実質的廃止や、横浜市の市立大学における理学部数理科学科の廃止は、基礎学問を軽視した実学優先と経営主義に偏重した改革案となっている。日本数学会理事長の森田康夫氏は、全国でも有数の業績を挙げ、様々な分野に有能な卒業生を送り出してきた横浜市大の数理科学科を賞賛し、廃止決定を批判している。

公立大学を設置する自治体には、地方自治の本旨に照らして地方公共団体が住民の福祉に責任を持つ事の一環として、学問・研究と教育に責任がある事は言うまでもない。公的支援によって教職員や設備を充実させ、学生の負担を極力減らすことにより、日本国憲法と教育基本法にうたわれている国民の教育を受ける権利を保障し、普遍的な学問を重視し、真に公的な「学問の中心」としての役割を公立大学が果たせるよう地方自治体は努めるべきである。また、国には私立大学と同様に公立大学に対しても、公的教育研究機関としての条件整備のための財政的支援を確立する責任があることを、ここであらためて強調しておきたい。

2004年7月27日 日本科学者会議

国立大学法人化と学外者の参画～資料解説～

細井克彦(大阪市立大学)

今年4月に発足した国立大学法人の特徴のひとつに、学外者の大学経営への参画・関与の問題がある。かつての国立大学時代の末期に運営諮問会議が設置されて、学外者が関与したが、今度は量質ともにその比ではない。法人組織として、役員会・監事、経営協議会、教育研究評議会が設置されたが、うち前2者に(公立大学法人では教育研究評議会に配置する法人も)学外者が配置されることになった。役員員の員数は大学ごとに法定されており、学長または文部科学大臣が理事または監事の任命に際しては学外者を含めなければならないとされている。経営協議会にいたっては、委員総数の2分の1以上が学外者でなければならないとなっている。

役員会、監事の構成等については文部科学省から公表されている。本資料によれば、理事総数422人(各大学2～8名を法定;常勤30校<33%>、非常勤1人54校<61%>、2人5校<6%>)となっており、学外役員の主な出身は、企業経営者・経済界、文部科学省・行政官僚、他大学・研究所関係、弁護士、外国人その他から1ないし2名が配置されている。また、監事(各大学2名;常勤60人、非常勤118人;2人とも学内30大学、1人学外58大学、学内0人横国大1校)では、弁護士、会計士・税理士(3割強)、企業経営者・経済界(3割弱)、大学関係(2割弱)、行政関係(1割強)、研究所関係その他(1割弱)が学外者である。

経営協議会の構成等については、文部科学省から整理された形ではまだ公表されていないようであるので、筆者が各大学のホームページ等で公開されているものから以下の暫定的な表を作成してみた。経営協議会(学外委員2分の1以上と法定;大学の規模等により、32名から8名まで分布、ただし32名は総合研究大学院大学で例外的)は、ほとんどの大学で学内委員と学外委員の割合が1:1となっているのが特徴的である。他は、名工大6名、岐阜大4名、富山医薬大3名と学外委員が多いのが目につき、1,2名多い大学もいくつかある。委員総数1316人で内訳は、学内委員645人、学外委員671人である。学外委員の主な出身は、文部官僚・行政関係、知事・市長・教育委員会等自治体関係、企業経営者・経済界、大学・研究所関係、弁護士・医療経営者関係、新聞・テレビ等報道関係、同窓会・名誉教授、その他であるが、特に数的に多い財界・経済界、官僚出身の委員の動きに注目する必要があるだろう。

(なお、各大学の平成16年度運営費交付金額を付記します。)

資料:国立大学法人の経営協議会構成員数(学内委員数:学外委員数)(平成16年度運営費交付金額:単位千円)
<北海道・東北>

北海道大学(12人:12人)	44,833,505千円	北海道教育大学(7人:7人)	7,515,288千円
室蘭工業大学(6人:6人)	3,300,286千円	小樽商科大学(5人:5人)	1,504,306千円

帯広畜産大学(6人:6人)	3,029,826千円	旭川医科大学(5人:5人)	6,100,334千円
北見工業大学(6人:6人)	2,778,219千円	弘前大学(8人:8人)	11,880,762千円
岩手大学(5人:5人)	7,649,003千円	東北大学(13人:13人)	54,327,513千円
宮城教育大学(6人:6人)	3,165,122千円	秋田大学(5人:5人)	10,328,264千円
山形大学(7人:7人)	12,099,005千円	福島大学(10人:10人)	3,579,962千円
<関東・甲信越>			
茨城大学(9人:9人)	7,650,092千円	筑波大学(11人:11人)	42,214,780千円
宇都宮大学(9人:9人)	6,304,220千円	群馬大学(6人:6人)	13,493,976千円
埼玉大学(5人:5人)	6,750,735千円	千葉大学(9人:9人)	18,206,584千円
東京大学(12人:12人)	92,639,701千円	東京医科歯科大学(5人:5人)	19,423,213千円
東京外国語大学(7人:7人)	3,537,975千円	東京学芸大学(6人:6人)	8,673,606千円
東京農工大学(9人:9人)	6,491,792千円	東京芸術大学(6人:6人)	4,962,251千円
東京工業大学(6人:6人)	24,048,218千円	東京海洋大学(9人:9人)	5,924,318千円
お茶の水女子大学(6人:6人)	4,664,801千円	電気通信大学(6人:6人)	5,708,040千円
一橋大学(6人:6人)	6,117,964千円	横浜国立大学(6人:6人)	9,080,419千円
新潟大学(8人:8人)	17,596,610千円	長岡技術科学大学(9人:9人)	4,030,530千円
上越教育大学(6人:6人)	3,433,580千円	山梨大学(5人:5人)	10,612,680千円
信州大学(7人:7人)	17,054,355千円	政策研究大学院大学(8人:9人)	2,498,256千円
総合研究大学院大学(16人:16人)	1,956,630千円		
<東海・北陸・近畿>			
富山大学(6人:6人)	6,739,291千円	富山医科薬科大学(6人:9人)	7,007,870千円
金沢大学(6人:6人)	17,643,105千円	福井大学(9人:9人)	11,015,488千円
岐阜大学(7人:11人)	14,365,855千円	静岡大学(6人:6人)	10,800,542千円
浜松医科大学(5人:5人)	5,190,080千円	名古屋大学(9人:9人)	36,194,726千円
愛知教育大学(7人:7人)	5,324,030千円	名古屋工業大学(7人:13人)	5,548,363千円
豊橋技術科学大学(5人:6人)	4,074,521千円	三重大学(7人:8人)	12,388,398千円
滋賀大学(6人:6人)	3,497,302千円	滋賀医科大学(6人:6人)	5,434,591千円
京都大学(12人:12人)	64,096,354千円	京都教育大学(4人:4人)	4,103,285千円
京都工芸繊維大学(5人:5人)	5,336,448千円	大阪大学(13人:13人)	52,920,353千円
大阪外国語大学(4人:4人)	2,447,549千円	大阪教育大学(5人:6人)	6,792,185千円
兵庫教育大学(7人:8人)	3,638,521千円	神戸大学(10人:10人)	24,694,313千円
奈良教育大学(5人:6人)	2,763,308千円	奈良女子大学(5人:5人)	3,918,866千円
和歌山大学(9人:9人)	4,054,567千円	北陸先端科学技術大学院大学(6人:6人)	6,053,357千円
奈良先端科学技術大学院大学(4人:5人)	6,143,545千円		
<中国・四国>			
鳥取大学(6人:6人)	13,352,247千円	島根大学(8人:8人)	11,037,170千円
岡山大学(7人:7人)	19,892,485千円	広島大学(8人:8人)	29,156,731千円
山口大学(7人:9人)	14,639,183千円	徳島大学(7人:7人)	15,668,800千円
鳴門教育大学(6人:6人)	3,944,634千円	香川大学(8人:8人)	11,715,459千円
愛媛大学(9人:9人)	14,922,180千円	高知大学(7人:7人)	10,538,468千円
<九州・沖縄>			
福岡教育大学(5人:5人)	3,971,720千円	九州大学(13人:13人)	48,516,359千円
九州工業大学(9人:9人)	5,858,823千円	佐賀大学(7人:7人)	11,431,778千円
長崎大学(10人:10人)	17,300,614千円	熊本大学(10人:10人)	16,385,189千円
大分大学(8人:8人)	9,452,538千円	宮崎大学(5人:5人)	9,448,678千円
鹿児島大学(7人:7人)	16,419,450千円	鹿屋体育大学(5人:5人)	1,663,288千円
琉球大学(7人:7人)	14,988,243千円		
<短期大学>			
筑波技術短期大学(9人:10人)	2,349,930千円	高岡短期大学(6人:6人)	1,162,461千円
<合計>(学内委員:学外委員)=(645人:671人)			